

1. Press Releases/Topics

岐阜薬科大学と産学連携に関する連携協定を締結しました

当行は、岐阜薬科大学(学長 稲垣隆司)と、地域社会や地域企業が抱える課題に連携して取り組むことを目的として、8月28日、細江茂光岐阜市長の立会いのもと、下記のとおり産学連携に関する協定を締結しました。

岐阜薬科大学では、初めての金融機関との連携協定締結となります。今回の連携協定締結により、岐阜薬科大学が保有する研究成果を社会に還元し企業の製品開発に結びつける(大学から企業へ)、また、岐阜薬科大学の研究活動に貢献できる当行の取引先企業さまを研究者に紹介する(企業から大学へ)という双方向の活動で、経済の活性化と研究活動の促進をはかってまいります。

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

締結日	平成 29 年 8 月 28 日(月)
協定内容	(1)当行の取引先企業さま等が抱えている産学連携ニーズを岐阜薬科大学へ紹介。 (2)岐阜薬科大学と当該取引先企業さま等とで合意が成立した場合、技術相談、共同研究、受託研究等を行う。
進行中案件	(1)「モジュール式卓上型医薬品製造システム」の開発(田原耕平准教授) 原料から医薬品のオンデマンド製造を可能にする卓上型医薬品自動製造システムの基盤技術開発を目指すもの。 (2)岐阜ブランド米「銀の舂(みかづき)」、下呂特産「こんにやく」の機能性成分の分析(遠藤智史助教) 当行取引先の医薬品メーカー、株式会社奥田又右衛門膏本舗(岐阜県下呂市)が中心となり、合同会社まん丸屋(同)が生産する岐阜ブランド米「銀の舂(みかづき)」、株式会社マンナン工房ひだ(同)が生産する下呂の特産品「こんにやく」についての機能性成分に関する分析(共同研究)をするもの。 (3)めぐみの農協との連携(阿部尚仁講師) 阿部尚仁講師の専門分野である生薬学の研究に必要な植物の採集について、当行が連携協定を締結している「めぐみの農協」(岐阜県関市)が協力するもの。

「日本酒蔵ツーリズム推進協議会」に入会しました
～Chance 地銀共同化行観光振興プロジェクト～

当行は、「Chance地銀共同化行(※)」に参加する株式会社めぶきフィナンシャルグループの株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行、株式会社百十四銀行、株式会社南都銀行、および株式会社山口フィナンシャルグループとともに、地域の観光振興を目的に、平成29年8月29日付で「日本酒蔵ツーリズム推進協議会」に入会しました。

「日本酒蔵ツーリズム推進協議会」は、日本産酒類(日本酒、焼酎、泡盛および日本産ワイン・ビール等)の認知拡大と価値向上、国内外の人々を対象とした酒蔵とその周辺地域の経済的発展に寄与することを目的として、観光庁の「テーマ別観光による地方誘客事業」の一つとして選定されている団体です。

Chance地銀共同化行では、これまで地域のインフラ整備のための協調融資に取り組むなど、独自の連携を行ってまいりました。今回、さらに地域のお役に立つため、「Chance観光振興プロジェクト」と題し、観光分野での連携を行うこととしました。その一環として、酒蔵をテーマとした観光振興を行うため、「日本酒蔵ツーリズム推進協議会」に参加し、酒蔵をはじめとする地域資源の情報発信等を行ってまいります。なお、「日本酒蔵ツーリズム推進協議会」に参加する金融機関はChance地銀共同化行が全国で初めてとなります。当行は、今後も地域資源のプロモーションに積極的に関与し、様々な面から地方創生に貢献してまいります。

(※) Chance地銀共同化行について

三菱東京UFJ銀行の勘定系・情報系などの基幹システムを基に構築した「Chance地銀共同化システム」を共同利用する地銀の広域連携。現在、めぶきフィナンシャルグループ、百十四銀行、十六銀行、南都銀行、山口フィナンシャルグループが参加しています。

当行の無料相談サービス

◆法律相談会 …開催日の2日前までに事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)		
10月3日	(火)	13:45~15:00
10月12日	(木)	14:15~15:30
10月17日	(火)	13:45~15:00
10月24日	(火)	13:45~15:00

(渡辺弁護士/お1人さま20分)

PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)		
10月3日	(火)	13:30~15:00
10月10日	(火)	13:30~15:00
10月18日	(水)	13:30~15:00
10月24日	(火)	13:30~15:00

(山口弁護士/お1人さま30分)

※会場は山口敬二法律事務所(JR名古屋駅徒歩5分)に変更される場合があります。

◆税務相談会 …事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)		
10月4日	(水)	13:00~16:00
10月19日	(木)	13:00~16:00

PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)		
10月12日	(木)	13:00~16:00

PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階)		
10月5日	(木)	13:00~16:00

星が丘支店会場		
10月18日	(水)	13:00~15:30

(全会場 小野税理士/お1人さま30分)

北長良支店会場		
10月11日	(水)	13:00~15:30

※9月より、正木支店会場は北長良支店会場に変更となりました。

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

➤ 『新技術・新工法展示商談会 in オムロン株式会社草津事業所』 出展社募集

受付中！【10/2まで】

主催者	(公財)岐阜県産業経済振興センター	
内容	(公財)岐阜県産業経済振興センターでは、特長ある技術や製品を有する地域企業の新たな販路開拓を支援しています。 このたび、岐阜県内の中小企業等が有する優れた新技術・新工法を直接かつ効果的に提案する機会として、オムロン株式会社草津事業所との展示商談会を開催します。 この展示会を通じ、積極的に販路拡大を目指す企業の申し込みをお待ちしております。	
説明会	日時	平成 29 年 12 月 5 日(火) 10:30～15:30(時間は予定)
	場所	オムロン株式会社草津事業所 (滋賀県草津市西草津 2-2-1)
	来場予定者	オムロン株式会社社員又は同グループ・関連企業の開発・設計、生産技術、調達等の担当者
	出展社数	20 社程度
	募集対象	1.岐阜県に、本社、支社・支店又は工場等を置く中小企業等。 2.鋳物メーカー、鋳物加工メーカー、鍛造メーカー、部品加工メーカー、オートローダーに関する技術を保有する企業、企画・生産・改造、新工法等の提案ができる企業等。 3.展示商談会の技術的質疑に対応出来る人員を自社ブースに常時配置できること。
	出展参加料	2 万円 ただし、追加装飾備品(ライト等)や展示に係る輸送の費用及び出展参加者の旅費、宿泊費等については、各出展企業の負担となります。
参照サイト	(公財)岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課 http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017082801/index.asp	

➤ 事業可能性評価にチャレンジする企業を募集

受付中！【10/13まで】

主催者	(公財)岐阜県産業経済振興センター	
内容	「事業プランの実現可能性を、専門家の客観的な評価をもとに見極めたい！」「新事業の立ち上げの‘勘所’など実践的なアドバイスを得たい！」そんな経営者や創業予定者を対象に、「事業可能性評価」への申請企業を募集しています。 事業可能性評価とは、以下の特徴をもつ支援策です。 ・ 御社の事業プランの実現可能性を、現役経営者や専門家からなる審査委員が評価・格付け。 (有望性・技術の先端性・発展性等を総合的に分析し、A,B,Cの三段階で評価) ・ 特に、A評価(事業可能性・大)企業には、「マスコミへの積極的紹介」などのメリット。また応募企業には、評価の段階ごとに、事業化に必要な支援を継続的に実施。 ・ 格付けするメンバーには、現役の経営者も参加。審査会でのプレゼンの際に、豊富なビジネス経験による実践的アドバイスが得られる。	
対象	岐阜県内に事業所を有する中小企業者で、新製品や新サービスの事業展開を考えている方岐阜県内で、創業予定の方	
募集期間	平成 29 年 7 月 13 日(木)～10 月 13 日(金)17:00 まで	
説明会	日時	平成 29 年 8 月 24 日(木) 13:30～16:00
	場所	OKB ふれあい会館 14 階 展望レセプションルーム
	申込締切	平成 29 年 8 月 22 日(火) 定員になり次第締め切ります。
参照サイト	(公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 総合相談課 http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2017071402/index.asp	

➤ 「実践を含む採用力強化プログラム」の開催

受付中!

主催者	経済産業省 中部経済産業局
概要	本事業では、中小企業・小規模事業者の経営者様並びに人事担当者向けに、ものづくり中小企業の採用や人材育成に関する組織力の底上げを通じて、右腕人材となる若者を安定して確保できる採用力の向上と定着の支援を目指します。
事業目的	1. 若者目線の魅力発掘から、受け入れ体制の整備までを一貫した採用力強化支援 2. 中小企業への就職意欲を喚起する段階的な機会設計による安定した候補者群形成 3. 採用に本気で取り組む中小企業を可視化し、求職者と近づける情報発信 4. 就職した若者に対する、社内外を巻き込んだ定着支援と人材育成コミュニティの構築
対象	・採用力につながる自社の良さの発掘・発信を見直したい企業 ・若者との実践を通じて採用力向上を目指したい企業 ・若手人材から右腕人材への育成を目指したい企業 ※本事業は研修だけでなく実践の場への参加も必要となり労力が掛かります。労力をかけてでも採用力向上や育成体制強化を目指したい企業様、是非ご参加ください。
内容	説明会:平成 29 年 9 月 21 日(木)「採用市場の動向と中小企業の採用方法について」 テーマ 1. 「採用活動に向けた導入研修」 テーマ 2. 「若者目線での求人ページ作成の研修と実践」 テーマ 3. 「若者目線で見た自社の魅力発掘・発信の研修と実践」 テーマ 4. 「企業展での効果的な若者集客のための研修と実践」
参加費	無料
応募方法	ホームページよりチラシをダウンロードし、ご意向の確認シートを Fax かメールにてご提出ください。事務局担当者よりご連絡します。
参照サイト	NPO 法人 G-net (受託事業者) http://gifst.net/?p=1878

➤ 「IoT、AI時代のリアルデータが描く新たなビジネスに向けて」の開催

受付中!

主催者	経済産業省 中部経済産業局、総務省 東海総合通信局	
内容	第4次産業革命(IoT、AI等)が進展する現在においては「リアルデータ」を活用し、革新的な製品・サービスを生み出す企業が、大きな付加価値を獲得していくと考えられています。こうした動きはグローバルかつスピーディに進展しており、競争力や企業価値の向上を目指すためには先んじた対応が必要となります。 本セミナーでは、IoT、情報通信、セキュリティの一流プレイヤーの取組を紹介します。地域の企業がリアルデータを活用した新たなビジネスをいち早くチャレンジするためにはどうすればいいのかを考える契機となれば幸いです。	
説明会	日時	平成 29 年 10 月 2 日(月)14:00~17:00
	場所	ウインクあいち 902 会議室(名古屋市市中村区名駅 4 丁目 4-38)
	定員	150 名(先着順)
	参加費	無料
	対象	サービス業、情報産業、流通業、農業、製造業、スタートアップ等
参照サイト	経済産業省 中部経済産業局 http://www.chubu.meti.go.jp/b34jyoho/shiryo/20171002seminar/kouho.pdf	

3. 経営教室

国際税務教室

消費税の輸出免税及び国外取引の取り扱い

多くの企業が国境を超えた取引を行う中、消費税の課税判定に迷う場合が少なくありません。消費税法上、事業者が国内において商品等を販売する（以下、「資産の譲渡等」とします）場合、当該資産の譲渡等は消費税の課税対象の取引となります。他方、国外において行う資産の譲渡等は消費税の課税対象外の取引となります。資産の譲渡等が国内もしくは国外いずれにおいて行われたのかの判定（「内外判定」と呼ばれています）についてみれば、資産の譲渡を行う取引の場合は、原則として、譲渡時にその資産が所在していた場所により判定を行うこととなります。したがって、例えば、国外の取引先に対し日本に所在する資産を譲渡する場合、当該取引は国内取引として、原則として消費税の課税取引となります。しかし、輸出される物品等については国境間税調整を行うことが国際的慣行となっており、わが国においても、国内で行われた資産の譲渡等の中で当該取引が輸出取引等に該当する場合には、消費税が免除されます。一般的に「輸出免税」と呼ばれるこの取り扱いの適用を受けるためには、①消費税法において定められた輸出取引等の範囲に該当すること、②消費税法において定められた輸出取引等の証明がされたものといった条件を満たす必要があります。国外の取引先との取引であれば、無条件に輸出免税が適用されるということではなく、適用には条件があることに注意が必要となります。

他方、取引先に国外に所在する資産を譲渡するといった取引も散見されます。当該取引は消費税法上、国外取引として不課税取引となります。この場合、取引相手が国内の取引先であったとしても、譲渡時の譲渡資産の所在が国外であれば消費税の課税対象外の取引となります。

国内税務教室

仮想通貨の消費税法上の取り扱い

ビットコインに代表されるような仮想通貨の売買は、消費税法上、現在では「支払手段」の譲渡に該当します。そのため、国内において事業者が行う仮想通貨の譲渡については、非課税取引として消費税を課さないものとされています。

平成 29 年度税制改正前においては、仮想通貨に関する特段の規定が存在しなかったことから、仮想通貨の譲渡は、資産の譲渡等のうち消費税を課さないこととされるもの以外の譲渡として、課税取引とされていました。しかし、平成 29 年度税制改正により平成 29 年 7 月 1 日以後、仮想通貨は、従前より非課税の対象であった硬貨、紙幣、小切手及び約束手形等と同様に、消費税法第 6 条第 1 項の規定により消費税を課さないこととされる「支払手段（ただし、記念硬貨に代表されるような収集品及び販売用のものを除く。）」に含まれ、その譲渡については非課税取引と取り扱うこととされました。

また、仮想通貨の譲渡対価は、課税売上割合（課税期間中の課税売上高と非課税売上高の合計額のうち、課税売上高の占める割合）の計算から除外されることとなります。これは、支払手段の譲渡は課税売上割合の計算には含めないとされている消費税法施行令第 48 条第 2 項第 1 号の規定に則した取り扱いとなります。

なお、施行日前の平成 29 年 6 月 30 日以前の仮想通貨の譲渡については、課税取引とされ、かつ、課税売上割合の計算上、その譲渡対価は分母と分子のいずれにも含まれることに注意が必要です。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成 和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所）/ 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

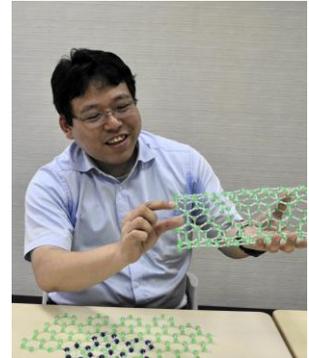
今月号のテーマ

ナノ空間の科学を活用して、高性能蓄電デバイス開発を

名古屋工業大学大学院工学研究科生命・応用化学専攻 石井陽祐 助教

現代人の生活に欠かせないスマートフォンやタブレットは、より薄く、軽く。電気自動車は、短い充電時間でより長時間走れるように。現代社会が求める技術の進歩には、裏で支える蓄電デバイスの高性能化・低価格化が欠かせない。カーボンナノチューブやグラフェンなどのナノカーボン素材を用いた電極材料開発を進めている石井陽祐助教。

1991年に発見されたカーボンナノチューブは、炭素を原料とするため、レアメタルのような資源確保面での不安がなく、大量生産が可能になれば将来的に低コスト化も期待できる注目素材。その単層カーボンナノチューブ(SWCNT)の内部空間を電極反応の場として利用することで、既存の電極材料に代わる機能物質の発見・創出を目指している。安価・大容量・長寿命な次世代蓄電池、究極には宇宙、深海、地底など人間が直接行けないような極限環境で使える蓄電池の開発が期待される。



◇レアメタルを含まない有機分子電極を用いた蓄電池

紙袋やダンボールの中に潜り込んで、心地良さそうに寛ぐ猫を見かけたことはないだろうか。分子の世界でも猫と同じことが起きているのではないか？という発想から研究を進めてみると、カーボンナノチューブの中は、分子にとって居心地の良い空間であることが分かってきた。分子は、自分と同じくらいのサイズのものの中に安定して入りやすい性質がある。一般的なSWCNTの直径は0.8~3nm程度で、さまざまな種類の分子を内包することができる。チューブの中に入った分子は通常とは違う性質に変わり、ナノチューブ自体の性質も変えるため、これまで全く使えないと思っていた物質を変化させて使える可能性が出てきた。例えば、硫黄分子は通常8員環(8つの原子が環状につながった状態)構造で存在しているが、この分子をカーボンナノチューブの中に取り込んだ場合、8員環構造から直線的な構造に変化することが知られている。このような構造変化は、通常は90GPa(ギガパスカル)以上の圧力が加わらないと起こらないものであるが、チューブ内では常温・常圧にもかかわらず一次元化してしまう。この際、硫黄分子の電子状態は大きく変化し、電気伝導性が劇的に向上する。90GPaというと、人工ダイヤモンドが生成される圧力の9倍以上もの高圧であり、常圧のチューブ内で疑似高圧効果が得られたことになる。このようにナノ細孔内で起こる特異な現象を、電池電極に利用できないか。

カーボンナノチューブに内包された分子は、チューブ内部に作用している大きな吸着ポテンシャルによって強く安定保持される。単体では電解液に溶解してしまうため電極材料としての利用は難しいとされてきた有機分子も、SWCNTに内包することで電極活物質として利用できる可能性が見えてきた。有機分子電極は、炭素、水素、酸素などの軽元素のみで構成され、コバルト、ニッケル、マンガンなどのレアメタルを含まないため、従来の遷移金属を含む正極に比べて、軽量で、価格が安く、資源戦略性に優れ、高容量化が期待できる。キノ系有機分子のアントラキノンやフェナントレンキンを内包したカーボンナノチューブは、リチウム以外のアルカリ金属イオン、例えばナトリウムイオンの貯蔵も可能である。レアメタルのリチウムは、今後の電気自動車の普及にともない価格の急騰や資源の枯渇が心配されるため、安価で資源確保面での心配がないナトリウムに代替できれば、電池の低価格化が可能になる。キノ系有機分子内包SWCNT電極は、低温動作特性に優れているのも魅力的。フェナントレンキン内包SWCNTに関しては、マグネシウムイオンなどの多価イオンの貯蔵も可能なことを確認しているため、将来的には大容量多価イオン電池のための電極としての応用も期待できる。

<問合せ先>

国立大学法人名古屋工業大学 産学官連携センター

電話番号: 052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp>

※十六銀行の産学官連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先：
十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。
本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。
また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。